

大分県のトラック事業者に対する補助事業
(貨物自動車運送業環境改善緊急支援事業)

【事業概要】

- 1 支給金額 予算総額 325,816,000 円
- ・車両総重量 11トン以上 1台につき50,000円
 - ・車両総重量 11トン未満 1台につき25,000円
 - ・1事業者あたり上限額 2,500,000円
- ※被牽引、軽自動車、霊柩車は対象外
※車検の切れている車両は対象外
- 2 支給対象
- ・県内に事業所を設置する運送事業者
 - ・対象外 資本金3億円超、かつ、従業員300人超
- 3 添付書類
- ・申請書
 - ・運送事業認可書の写し
 - ・車検証の写し・・・申請台数分
 - ・誓約書
 - ・振込先の分かる通帳のコピー（表面）
 - ・荷主との交渉記録
 所有台数50台以下 3件（3件無い場合は、理由書添付）
 所有台数51台以上 5件（5件無い場合は、理由書添付）
 - ・労働条件改善の実施計画
- ※後日提出書類 労働条件改善の実施報告書
- 4 申請期間 令和5年11月1日～令和6年1月31日の3か月間
- 5 補助金支払い 申請月の翌月末
- 6 申請の提出先 大分県トラック協会事務局
 郵送での提出も可能です。
- ・相談窓口も設けています。申請にかかるご相談もお気軽に、お問合わせ下さい。
- 7 留意事項
- ・荷主との交渉記録は必須です。ですが、交渉の成否を問いません。
 - ・交渉記録は、荷主情報のみ大分運輸支局と情報共有する。その際は、運送事業所名は情報共有外とする。